

[書評] 吉川真司 勅符論 ・ 森田  
悌 大宝令勅符について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17040">http://hdl.handle.net/2297/17040</a>

吉川 眞司著「勅符論」(上横手雅敏監修、井上蒲郎・杉橋隆夫編集『古代・中世の政治と文化』思文閣出版)

森田 悌著「大寶令勅符について」(『續日本紀研究』二九〇號)

大寶令の公式令に規定されていたとされる勅符という文書様式について、それはどのような性格の文書様式であったのか、またそれが養老令において削除されたのはどのような意味を有するのか、といった点をめぐってこれまで様々な議論がなされてきた。甲論乙駁という状況の中でおよそ議論はすべて出盡した感もあったが、吉川眞司「勅符論」(以下、吉川論文と略稱)は、この問題に對しこれまでにはない新しい独自の観点から鋭い分析を加えた。これに對し、森田悌「大寶令勅符について」(以下、森田論文と略稱)は、かなり有力な説となつていた自説を擁護する観点から吉川論文を批判し、また勅符の性格について文書様式の面からあらためて分析を加えた。それではまずこの兩論文の内容を、少しばかり詳細に紹介しておく。

吉川論文は、まず勅符の根本史料として『令集解』公式令符式條所載の古記のみを認め、かつては有力な史料とされてきた紅葉山文庫本『令義解』公式令符式條書入については、大寶令

の勅符に關する注釋ではないのではないかとする。そして、根本史料である古記の讀み方について、これまででない新しい讀み方を提示する。とりわけ、大方の贊同を得てきた森田佛氏の讀み方に疑義を呈し、史料の一部に誤字があると考へ、「印」を「仰」に改めることを提唱する。この新しい讀み方にしたがつて、勅符とは中務省を經由せずに太政官に天皇の意思が直接に傳えられて作成される文書であり、それは詔書や勅旨とはならぬ關係がないものとする。

次に、勅符の作成と施行の方式について、中務省を經由しない勅命を太政官が施行したという大筋では早川庄八説を支持しつつも、その具體的な作成・施行過程に關して、三點にわたつて早川説を批判する。第一に、勅符の作成にあつては、辨官だけが關與したのではなく、太政官本局を經由して勅命が傳達されたという點である。第二に、勅符の施行においても、太政官本局の指揮・監督が想定されるという點である。第三に、勅符は在外諸司に對してのみ下達されるのではなく、京官にも發給されるという點である。

以上のように、勅符の作成・施行過程を把握した吉川氏は、それを長屋王家木簡の「大命符」と關連付けて考へ、古くから存在した勅命傳達文書の系譜を引くものと位置付ける。そして、養老令において勅符が削除された理由については、『令集解』の諸注釋が述べるところはあまりあてにならず、論理的に考へていくと、公式令以前からの流れを汲む文書様式を否定し、唐の「勅牒」を參考にして、冒頭に「勅」と書くのをやめて太政

官符の本文中に、「奉勅」という形で「ミコトノリ」の旨を示すようになったからではないかと推測する。要するに單なる文書形式上の變更であり、勅符は實質上において奉勅官符にそのまま繼承されたというわけである。

このように、吉川論文は勅符の根本史料である古記の新しい讀み方を提示するとともに、それまでは天皇と太政官、あるいは太政官本局と辨官局との間の政治權力の構造的な問題との關連で勅符が分析されてきたのに對し、單なる文書形式の變更の問題として分析を加えた點で、新しい地平を切り開いたといえよう。

これに對し森田論文はまず前半部分において、吉原論文によって示された古記の新しい讀み方に對し丹念な検討を加える。そして、勅の授受を示す用語としては、「仰」よりも「宣送」や「宣」「送」等がふさわしく、「仰」とする寫本が全く存在しないことからしても、誤字の可能性は少ないのではないかとする。また、自説の古記の讀み方に對して吉原氏が指摘した難點を拂拭するために、以前の讀み方に若干の修正を加へ、さらに森田説を支える根據の一つである、中務省が階印に關與しないという點についての補強を行なっている。

次に、後半部分では、勅符の性格について、勅旨の執行手續に保わる文書として捉える立場から、さらに新たな分析を加えている。とくに勅旨式における中務省の注記範圍が、大賈令と養老令で相違している點に注目し、大賈令制下の勅旨は中務省の符という性格を有しており、太政官はそれをそのまま直寫、

頒行するのが困難だったのではないかと推測する。そこで勅旨の施行手續に關する文書として、勅符が案出されたとする。森田氏によれば、勅符は「踏印方式とは異なり、直寫方式とも相異なるが、後者に極めて近似する」（森田論文三二頁）のであり、「養老令制下の勅旨の直寫、頒行の代替方式」（森田論文三三頁）ということになる。

以上、兩論文の内容を紹介してきた。吉川論文によれば、勅符は、中務省を経由せずに、勅旨とはならん關係のない形で勅命が下達される方式とされる。これに對し森田論文によれば、勅符は、踏印は別にして基本的に中務省を経由して作成された、勅旨の施行手續に係わる方式とされる。兩説は、勅符が中務省を経由して作成されるのか否か、勅旨の施行手續に係るのか否か、という點で大きな隔たりを示しているのである。そこでまず前者の勅符の作成過程について考えてみよう。

この點については、公式令符式條古記の讀み方が問題となる。その後段部分については、吉川論文によって示された新しい讀み方に對して、森田論文もならん異論を唱えておらず、吉川論文のごとく返り點を打つのが適當と思われる。問題は前段部分である。衆目の一致するところ、「不依中務、直印太政官、爲勅符、遺宣」という新訂増補國史大系本の返り點では、意味がとりにくい。森田氏はそこで「不依中務直印、太政官爲勅符遺宣」と讀んで、「直印」を「不依中務」にかけて踏印についてのみ中務省を経由しないと解釋した。この森田説の讀み方について、吉川論文は、(イ)踏印が文面作成の前に

あつてその順序がおかしい、(ロ)後に續く「故太政官得爲勅符」という一文との關係がはつきりしないと批判する。もっともな批判である。しかし、前者の點について森田論文は訓讀の仕方を「太政官勅符ヲ爲ル」ではなく、「太政官勅符ト爲テ、遺ハン宣ス」とすれば順序は逆轉しないとして、何とか批判を回避しようとする。「故」以下一文との關係については森田論文は特に觸れていないが、『令集解』の諸注釋の中には同義反復的なものも往々にしてみられるので、森田論文のような讀み方も全く成立の余地がないわけではないであらう。また、(ハ)『延喜式』にあらわれた踏印方法は大賚令勅符には該當しない、(ニ)『儀式』によると踏印に中務省が關與しないことはありえない、という吉川論文の批判も、(a)少納言

||太政官による踏印方法の存在さえ確認できれば参考になる、(b)平安期に本來の方式が變化して中務省輔が補助的作業をするようになった、という形で森田論文はうまくその批判を回避している。このように森田説による古記の讀み方は、吉川論文の批判にもかかわらず、完全に否定されたとは必ずしもいえない。他方、誤字の可能性を考え、類似した表現との比較から「命令を傳える」という意味を持ち、しかも「印」と間違えやすい字ということで、「印」を「仰」にあらためることを提案する吉川論文の讀み方は、たしかに森田論文が批判するような弱點はあるが、しかし文章全體の流れからすると最もすっきりと意味がとれ、捨て難い魅力がある。ということ、古記の讀み方については、残念ながら評者はどちらがいいか判断を保留

したい。

この古記の読み方について判断を保留することは、勅符が中務省を經由して作成されたか否かという点についても判断を保留することになると、もしかするととられるかもしれない。しかし、その点について結論から先にいえば、評者は勅符の作成は中務省を經由しないで行なわれたと考えている。もし森田説の古記の読み方が妥當なものだとしても、その読み方は勅符の作成が中務省を經由してなされたとする解釋に、直ちに結び付くと評者は考えないからである。森田説の読み方にしたがえば、踏印に關しては中務省を經由しないということがいえるだけである。文案作成や署名について中務省が係わったか否かについては古記は何も述べていない。森田氏は「踏印に關してのみ中務省が關與せず」(『平安時代政治史研究』二二頁、傍點評者)と解釋するが、これが唯一の解釋とは必ずしもいえない。「踏印に關しても中務省が關與せず」と解釋することも不可能とはいえない。森田氏は、踏印に關して中務省が關與しないということの反對解釋として、文案作成や署名については中務省が關與したということを導き出したのであるが、しかしながら、踏印に關して中務省が關與しないということの勿論解釋として、文案作成や署名についても當然中務省は關與しないと解釋することも可能ではなからうか。そして、評者は後者の解釋の方がより素直ではないかと考える。勅符の作成に中務省が關與しないということを導き出すために、吉川論文やあるいは早川庄八氏(『日本古代官僚制の研究』一〇七頁)のように、森田説と

異なる古記の読み方を提示する必要は必ずしもないと考える。なお、吉川論文は前述のごとく、踏印に關してのみ中務省が關與しなかったとする森田説を批判するために、勅符等の踏印の際における中務省の關與を主張するが、この點は、勅符は中務省を經由せずに作成されるという吉川氏の基本的な主張とはたして整合的に存立しうるのか少しばかり疑問に感ずるのである。

それとはともかく、森田氏が勅符の作成に中務省が關與すると考えた理由の一つは、公式令諸司受勅條の規定によって、中務省を經由しない勅を太政官を含め諸司が受けることは禁止されていると考えたことにある(森田前掲書二一・二二頁)。もしこの點が事實ならば、吉川論文の古記の読み方と解釋は始めから成立しないことになる。吉川論文はこの點について觸れていないが、勅符の作成方式に係わる重要な論點の一つであろう。そして、この點については、森田氏自身によって多くの例外のあることが指摘されている(であるが故に、吉川氏は特にこの問題に觸れなかったのかもしれない)。すなわち、「奉<sub>レ</sub>口勅<sub>レ</sub>索<sub>レ</sub>物」める場合、勅を「衛府面奉」り開門する場合、「勅處<sub>二</sub>分五衛及兵庫事<sub>一</sub>」する場合、等である(森田前掲書三二頁、注(7))。諸司受勅條の古記に、「別勅令造<sub>二</sub>屋舍等<sub>一</sub>者、皆依<sub>レ</sub>式經<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>、付<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>造作」とあるのは、「唯今行事大異也」と續けてあるので當時の慣行とはかなり異なっていたようであるが、別勅が中務省を經由しないで發給される方式であったと思われる。詔書や勅旨という形で勅命が下達される場合は、甚

本的には中務省と大政官を經由して作成・施行がなされるが、しかし、天皇の意思表示としての勅にはいろいろな形態のものがあり、その傳達方式も様々であったと思われる。大寶令制下の勅符もその一つであり、その特徴は中務省を經由しないで、符式を準用して作成・施行される點にあつたと思われる。

次に、勅符と勅旨の關係について述べたい。基本的には吉川論文のごとく、両者はともに勅命下達方式ではあるが直接の關連はなく、それぞれ獨立した文書様式と考えたい。勅符は詔書や勅旨、とくに勅旨の施行手續に關する方式であるとする見解は、森田氏のほか八木充氏（『日本古代政治組織の研究』一七八頁以下）、早川萬年氏（『文書行政上における謄勅符』、『續日本紀研究』二三四號一頁以下）、鹿内浩胤氏（『大寶令勅符の再検討』、『歴史』七五輯二頁以下）等によって支持されており、最も有力な説といつてよいかもしれないが、しかしながら評者はこの立場をとらない。この説にもいろいろ細部において見解を異にする點はあるが、勅符は在外諸司に對する勅旨の施行手續のための文書ととらえるのが有力なようである。しかしながら、第一に指摘しなければならぬのは、勅旨式條の令釋が「勅旨不下諸國」と述べているように、勅旨は本來的には在外諸司に對する施行手續を想定していない點である。詔書式條の古記が「問、宣訖付省施行、未知」として在京諸司に對する施行方式のみを問題にしているのは、大寶令制下において詔書は本來的には在外諸司に對する施行を予定されておらず、その點は勅旨についても同様であつたと思われる。とするなら

ば、在外諸司に對する勅旨施行のための文書方式という、限定された形であらかじめその書式を定めておく必要性はおよそ考へ難いではなからうか。第二に、これはいみじくも森田論文によつて指摘されていることであるが、養老令制下においては「正勅旨は辨官の作成する執行命令という性格を有する」（森田論文三〇頁）ということである。森田氏は、勅旨の「奉勅旨一如右、符至奉行」の部分が大寶令制下においては、辨官ではなく中務省によつて書記されることを重視するが、しかしながら勅旨の文面自體は基本的に同一であり、それが執行命令という性格を有することは、大寶令制下の勅旨にも妥當するといえるであらう。とするならば、勅旨の施行手續に關する特定の文書方式というものを、特別に想定する必要もないと思われる。ちなみに、森田氏は大寶令制下においては、勅旨の直寫・頒行が適當ではないと考えられたので勅符を案出したとするが、それであれば何のために勅旨式があるのか、その存在意義が問われるのではなからうか。なお、かつて森田氏は、勅符による手續は「實質的に謄詔勅官符に近似する」（森田前掲書二二頁）とか、あるいは「中務省到來の勅旨を辨官から下附する際の謄勅官符の類似物」（森田前掲書三一頁）として捉えていたが、しかし森田論文では勅符は直寫方式に近いといっているので、この點についてはかつての自説を修正しようである。

以上、評者の拙い考えを述べてきたが、基本的な枠組みとしては吉川論文を支持したい。森田論文は勅符の性格について論じているところはとりわけ晦澁であるのに對し、吉川論文は全

體に極めて論旨明晰といつてよい。そして、吉川論文は、從來かなり安直に律令國家の權力構造との關連から主に論じられてきたこの問題に對して、勅命下達方式の繼承と變遷の問題として、何よりもまず文書形式の側面から實證的な分析を加えた點で大きな意義を有していると考ええる。森田論文における勅符の性格の分析も、ある意味では吉川論文のこうした分析方法を引き繼いだものといえよう。しかしながら、吉川論文についてもよくわからなかったところや、疑問なところがなかったわけではない。大きな問題だけとりあえず以下に二點あげておきたい。

まず第一に、吉川氏は早川説を批判する中で、勅符の作成や施行にあたって太政官本局の深い関わりを想定している。しかし、たとえ天皇との連絡に議政官が關與したとしても、議政官全員が署名捺印する詔書とはその關わり方にも當然違いがあつたのではなからうか。吉川氏は勅旨に議政官の署名がみえない點も、單に唐令翻案の際の技術的問題によるものと考え、議政官の關與の仕方において詔書の場合と大きな差はないようにとらえているが、しかしやはり規定上のこととはいえ議政官の署名の有無は重要な差異を示しているのではなからうか。ちなみに吉川氏は勅符の起源として、長屋王家木簡の「大命符」を指摘しているが、それは物品の請求等のあまり重要とは思えない内容のものであり、もし勅符がその延長上にあるとすれば、少なくとも詔書と全く同じような形での議政官の關與を考えることは無理なのではなからうか。第二に、吉川氏は、大寶令の勅

符が養老令で削除された結果、勅旨の施行方式は廢勅官符に委ねられるようになったとする趣旨の、『令集解』の諸注釋はなら現實を反映しない「机上の論理」であるとして切り捨てる。勅符を勅旨の施行手續に關する文書方式とみる諸説は、これらの諸注釋を重要な根據としており、その點を批判するために吉川氏はその史料の價値を全く否定したのであるが、しかしこれはやはり少し無理があるのである。前述のごとく、勅旨は基本的に在外諸司には下達されない。しかし、「若有可<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>者、廢<sub>レ</sub>勅之官符下<sub>レ</sub>耳」と先の勅旨式條の令釋は續けて述べる。必要な場合には、廢勅官符によつて在外諸司に下達、施行されたのであり、大寶令制下においても同様であつたと思われる。と同時に大寶令制下においては、勅符という形での下達、施行方式もやはり存在したのではないかと思われる。それはある一つの勅命を基礎にして、勅旨の作成・施行と勅符の作成・施行という二つの文書方式が獨自に行なわれることであるが、しかし實質的な機能からみると、勅旨を在外諸司に施行するために勅符が作成・施行されたといつてよいのかもしれない。太政官符は符式の一類型として勅旨とは全く別の文書方式であるが、廢勅官符として勅旨等の施行手續に關する役割を果たしたように、勅符もまた勅旨の施行手續に關する機能を有していたのかもしれない。ただし、再度あらためて確認すると、吉川論文が述べるように、勅符は中務省を經由しないで作成され、在京諸司に對しても發給され、そして勅旨とは全く別の文書方式である。それが主に在外諸司を對象に發給される場合には、

勅符が勅旨の施行手續に實質的に關わるような觀を呈すること  
もあつたといふことである。『令集解』の諸注釋は、そのよう  
な狀況を反映したのではないかと考えられる。吉川氏は、勅符  
が發老令によつて削除された後、「勅符の實質は奉勅官符にそ  
のまま繼承されたと考える」(吉川論文三二八頁)と述べている。  
吉川氏は、奉勅官符と贖勅符を區別しているようであるが、し  
かし、山田英夫氏(『奈良時代における大政官符について』、坂  
本太郎博士古稀記念會編『續日本古代史論集』中卷三〇八・九  
頁)、吉田孝氏(『贖勅符と贖勅符』、『山梨大學教育學部研究報  
告』二八號八二頁以下)、飯田瑞穂氏(『太政官符の分類につい  
て』、『中央大學文學部紀要』九六號(史學科二五號)二〇頁)  
等が指摘するように、奉勅官符と贖勅符は實質的に區別し難く、  
奉勅官符の中には贖勅符も含まれているといつてよい。もし兩  
者が概念的および現實的に區別し得るのであるとしたら、その  
區別の基準と根據を明らかにする必要があるだろう。

以上、勅符をめぐる極めて豊富な研究の蓄積を十分に咀嚼す  
ることもなく、失禮をも省みず兩論文に對するまことに粗雑な  
私見を開陳させて頂いた。いろいろと讀み誤りや間違ひ、そし  
て見解の岐れる點も多いと思ふが、吉川、森田兩氏をはじめ、  
大方の御教示を賜われれば幸いである。

(梅田 康夫)